

平成 24 年 7 月 9 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

日本プライムリアルティ投資法人  
代表者名 執行役員 金子 博 人  
(コード番号 8 9 5 5)

資産運用会社名

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント  
代表者名 代表取締役社長 大久保 聡  
問合せ先 取締役財務部長 栄田 聡  
TEL. 03-3516-1591

### 新投資口の発行及び投資口の売出しに関するお知らせ

日本プライムリアルティ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、新投資口の発行及び投資口の売出しに関し下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新投資口発行の件

(1) 募集投資口数 101,420 口

(下記(5)①記載の国内一般募集及び下記(5)②記載の海外募集の総口数は 101,420 口であり、国内一般募集における口数は 57,420 口を目処とし、海外募集における口数は 44,000 口（下記(5)②記載の海外引受会社による買取引受けの対象口数 42,580 口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）を買い取る権利の対象口数 1,420 口）を目処として行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(2)記載の発行価格等決定日に決定される。)

(2) 発行価格（募集価格） 未定

（平成 24 年 7 月 23 日（月曜日）から平成 24 年 7 月 26 日（木曜日）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に開催される役員会において決定する。なお、発行価格（募集価格）とは、国内一般募集及び下記(5)②記載の海外募集における価額である。）

(3) 払込金額（発行価額） 未定

（発行価格等決定日に開催される役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）とは、本投資法人が本投資口 1 口当たりの

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の募集又は勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- 新投資口払込金として受け取る金額である。) 未定
- (4) 払込金額 (発行価額) の総額
- (5) 募集方法
- ①国内一般募集
- 日本国内における募集 (以下「国内一般募集」という。) は、一般募集とし、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」という。) 並びに大和証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社及び東海東京証券株式会社 (以下共同主幹事会社と併せて「国内引受会社」と総称する。) に国内一般募集に係る全投資口を買取引受けさせる。
- ②海外募集
- 海外における募集 (以下「海外募集」といい、国内一般募集と併せて「本募集」という。) は、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く。) における募集とし、Mizuho International plc、Merrill Lynch International 及び Deutsche Bank AG, London Branch を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社 (以下「海外引受会社」という。) に海外募集に係る全投資口を買取引受けさせる。また、本投資法人は海外引受会社に対して追加的に発行する本投資口を買い取る権利を付与する。
- ③ジョイント・グローバル・コーディネーター
- 本募集及び下記「2. 投資口売出しの件 (オーバーアロットメントによる売出し)」記載のオーバーアロットメントによる売出し (以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。) のジョイント・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びドイツ証券株式会社とする。
- ④本募集における発行価格 (募集価格) は、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における本投資口の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に 0.90~1.00 を乗じた価格 (1 円未満切捨て) を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定する。
- (6) 引受契約の内容
- 引受手数料を支払わず、これに代わるものとして国内一般募集における発行価格 (募集価格) から発行価額 (引受価額) を差引いた額の総額を国内引受会社の手取金とし、海外募集における発行価格 (募集価格) から発行価額 (引受価格) を差し引いた額の総額を海外引受会社の手取金とする。
- (7) 需要状況の把握 (ブックビルディング) の期間
- 平成 24 年 7 月 17 日 (火曜日) から

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の募集又は勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

発行価格等決定日まで

(8) 国内一般募集の申込期間

平成 24 年 7 月 27 日（金曜日）から

平成 24 年 7 月 30 日（月曜日）まで

なお、申込期間は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがある。申込期間が最も繰り上げられた場合には、平成 24 年 7 月 24 日（火曜日）から平成 24 年 7 月 25 日（水曜日）までとなることがある。

(9) 払込期日

平成 24 年 8 月 2 日（木曜日）

なお、払込期日は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがある。払込期日が最も繰り上げられた場合には、平成 24 年 7 月 30 日（月曜日）となることもある。

(10) 受渡期日

払込期日の翌営業日

(11) 申込単位

1 口以上 1 口単位

(12) 発行価格（募集価格）及び払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。

(13) 国内一般募集については、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出しの件（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出人及び売出投資口数 みずほ証券株式会社 8,580 口

オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が行う売出しである。上記売出投資口数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。

(2) 売出価格

未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集の発行価格（募集価格）と同一とする。）

(3) 売出価額の総額

未定

(4) 売出方法

国内一般募集の需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東京建物株式会社から 8,580 口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行う。

(5) 申込期間

国内一般募集の申込期間と同一とする。

(6) 受渡期日

国内一般募集の受渡期日と同一とする。

(7) 申込証拠金

売出価格と同一の金額とする。

(8) 申込単位

1 口以上 1 口単位

(9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の募集又は勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

### 3. 第三者割当による新投資口発行の件

- (1) 募集投資口数 8,580 口
- (2) 割当先及び投資口数 みずほ証券株式会社 8,580 口
- (3) 払込金額（発行価額） 未定（国内一般募集の払込金額（発行価額）と同一とする。）
- (4) 払込金額（発行価額） 未定  
の総額
- (5) 申込期間 平成 24 年 8 月 28 日（火曜日）
- (6) 払込期日 平成 24 年 8 月 29 日（水曜日）
- (7) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (8) 申込期間に申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。
- (10) 国内一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とする。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出しについて

- (1) 国内一般募集の需要状況等を勘案し、国内一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が東京建物株式会社から 8,580 口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）が行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、借入投資口の返還を目的として、8,580 口を上限に、上記 3. 記載の第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）による新投資口を購入する選択権（以下「グリーンシュエアオプション」といいます。）を、平成 24 年 8 月 24 日（金曜日）を行使期限として本投資法人より付与されます。
- (2) みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 24 年 8 月 24 日（金曜日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資口は、その口数の全てが借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
- (3) みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。また、安定操作取引により

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集又は勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

買い付けた本投資口の全部又は一部を海外募集の一部の決済にあてるため、海外引受会社に譲渡する場合があります。

- (4) オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使して本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- (5) 上記(1)から(4)の取引に関しては、みずほ証券株式会社がメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これを行います。なお、安定操作取引を実施する場合には、みずほ証券株式会社がメリルリンチ日本証券株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、これを行います。

## 2. 今回の新投資口の発行による発行済投資口総数の推移

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 現在の発行済投資口総数      | 715,000口     |
| 本募集による新投資口発行口数   | 101,420口     |
| 本募集後の発行済投資口総数    | 816,420口     |
| 本第三者割当による増加投資口数  | 8,580口 (注)   |
| 本第三者割当後の発行済投資口総数 | 825,000口 (注) |

(注) 海外引受会社に付与された追加的に発行する本投資口を買い取る権利が全て行使され、また、本第三者割当による新投資口の発行が、全て行われた場合。

## 3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産の取得による外部成長を図るとともに、借入金の一部返済により有利子負債比率の水準を引き下げ、資金調達余力を確保するため、市場動向、分配金水準等に留意しつつ検討を行った結果、新投資口を発行することとしたものです。

## 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

220億円（上限）

(注1) 一般募集における手取金の見込額の上限202億円及び本第三者割当による新投資口発行の手取金の見込額の上限17億円を合計した金額を記載しています。

(注2) 上記金額は、いずれも本日付現在における時価を基準として算出した見込額（億円未満切り捨て）です。

### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

下記記載の特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。）の取得資金（取得諸経費等を含みます。）の一部（70億円）に充当し、残余を平成24年9月末日までに借入金の返済に充当します。取得予定資産の詳細については、別途本日付で公表した「資産の取得（契約締結）に関するお知らせ（薬院ビジネスガーデン）」に記載のとおりです。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の募集又は勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

|          |            |             |             |
|----------|------------|-------------|-------------|
| 物件番号     | 取得予定資産     | 取得予定価格(百万円) | 取得予定時期      |
| 事務所 C-20 | 薬院ビジネスガーデン | 10,996      | 平成 24 年 8 月 |

5. 配分先の指定

該当事項なし。

6. 今後の見通し

本日付で公表した「平成 24 年 12 月期の運用状況の予想に関するお知らせ」に記載のとおりです。

(参考) 当期運用状況の予想(平成 24 年 7 月 9 日公表分)及び前期運用状況の予想(平成 24 年 6 月 25 日公表分)

|                     | 営業収益<br>(百万円) | 営業利益<br>(百万円) | 経常利益<br>(百万円) | 当期純利益<br>(百万円) | 1口当たり<br>分配金(利益<br>超過分配金<br>は含まない) | 1口当たり<br>利益超<br>過分配金 |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|------------------------------------|----------------------|
| 当期予想(平成<br>24年12月期) | 12,855        | 6,659         | 4,951         | 4,950          | 6,000円                             | —                    |
| 前期予想(平成<br>24年6月期)  | 12,331        | 6,386         | 4,577         | 4,576          | 6,400円                             | —                    |

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3営業期間の運用状況

|            | 平成 22 年 12 月期 | 平成 23 年 6 月期 | 平成 23 年 12 月期 |
|------------|---------------|--------------|---------------|
| 1口当たり当期純利益 | 5,649円        | 5,609円       | 5,874円        |
| 1口当たり分配金   | 5,680円        | 5,611円       | 5,876円        |
| 実績配当性向     | 100.5%        | 100.0%       | 100.0%        |
| 1口当たり純資産   | 245,458円      | 245,387円     | 245,651円      |

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

|     | 平成 23 年 6 月期 | 平成 23 年 12 月期 | 平成 24 年 6 月期 |
|-----|--------------|---------------|--------------|
| 始 値 | 252,800円     | 212,200円      | 181,300円     |
| 高 値 | 260,000円     | 218,400円      | 247,000円     |
| 安 値 | 160,000円     | 172,900円      | 170,100円     |
| 終 値 | 213,000円     | 181,300円      | 224,200円     |

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の募集又は勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

② 最近6か月間の状況

|     | 平成24年<br>2月 | 3月        | 4月        | 5月        | 6月        | 7月        |
|-----|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 始 値 | 181,800 円   | 218,000 円 | 238,000 円 | 233,900 円 | 220,300 円 | 229,200 円 |
| 高 値 | 217,600 円   | 239,000 円 | 247,000 円 | 235,500 円 | 234,400 円 | 230,400 円 |
| 安 値 | 178,200 円   | 214,200 円 | 225,000 円 | 216,700 円 | 214,800 円 | 218,900 円 |
| 終 値 | 215,200 円   | 237,900 円 | 229,900 円 | 223,800 円 | 224,200 円 | 220,300 円 |

(注) 平成24年7月の投資口価格については、平成24年7月6日付現在で表示しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

|     | 平成24年7月6日 |
|-----|-----------|
| 始 値 | 223,000 円 |
| 高 値 | 223,900 円 |
| 安 値 | 218,900 円 |
| 終 値 | 220,300 円 |

- (3) 過去3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項なし。

8. その他

- (1) 安定操作取引

みずほ証券株式会社が本募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い、安定操作取引を行う場合があります。

- (2) 追加発行制限

本投資法人及び株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントは、本募集に関し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、平成24年7月9日より本募集の受渡期日から6か月後の応当日までの期間中、投資口の追加発行（ただし、本募集及び本第三者割当、投資口の分割等の場合の追加発行を除きます。）を行わないことに合意しています。なお、上記の場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、そのいずれもが同意する場合、その裁量で当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

- (3) 売却制限

東京建物株式会社は、本募集に際し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、平成24年7月2日（月曜日）より、本募集の受渡期日から6か月後の応当日までの期間中、平成24年7月2日（月曜日）現在保有している本投資口29,300口について、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口のみずほ証券株式会社への貸出しを除き、他の者に対する売却、譲渡、担保権の設定、貸出しその他の処分等を行わない旨合意をしています。ただし、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の募集又は勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

本投資法人の以下の投資主は、本募集に際し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、平成 24 年 7 月 2 日（月曜日）より、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントの場合、本募集の受渡期日から 6 か月後の応当日までの期間中、明治安田生命保険相互会社、安田不動産株式会社及び大成建設株式会社の場合、本募集の受渡期日から 3 か月後の応当日までの期間中、平成 24 年 7 月 2 日（月曜日）現在保有している本投資口について、他の者に対する売却、譲渡、担保権の設定、貸出しその他の処分等を新たに行わない旨合意をしています。ただし、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

なお、平成 24 年 7 月 2 日（月曜日）現在における各投資主の保有口数は、以下の通りです。

（平成 24 年 7 月 2 日現在）

| 投資主の名称                      | 保有口数（口） |
|-----------------------------|---------|
| 明治安田生命保険相互会社                | 24,000  |
| 安田不動産株式会社                   | 5,000   |
| 大成建設株式会社                    | 1,500   |
| 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント | 100     |
| 合 計                         | 30,600  |

以 上

※ 本資料は、兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の募集又は勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。